

平成19事業年度

〔 自 平成19年 4月 1日
至 平成20年 3月31日 〕

第 3 期

事 業 計 画

阪神高速道路株式会社

I．高速道路株式会社法第10条に基づく事業計画について

事業計画については、高速道路株式会社法第10条に基づき、高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、毎事業年度の開始前に、その事業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けることとなっている。

なお、事業計画を申請するにあたり、高速道路株式会社法施行規則第11条第1項で規定されているとおり、資金計画及び収支予算書を添えて、国土交通大臣に提出することとなっているため、事業計画以外にも当該事業年度の資金計画及び収支予算書も添付する。

平成19事業年度の事業計画については、事業全体としては総額1,735億円の事業費、うち高速道路事業に係る総額は1,700億円の事業費を予定している。

資金計画については、合計1,329億円の資金を政府からの財政投融资(政府保証債)や民間金融機関からの借入金等により調達する予定である。

収支予算については、当期純利益は1億円の見込みである。

Ⅱ. 事業計画

１．高速道路事業に係る事業計画

平成１９事業年度における高速道路事業については、高速道路の新設・改築及び維持、修繕、災害復旧等で構成される。

高速道路の新設・改築については、大都市圏ネットワークを形成する道路整備のうち、特に進捗が進んでいる事業及び評価の高い事業を重点的に実施するため、１，１５６億円の事業費（一般管理費、建設中利息を除くと１，０７０億円）を予定している。なお、本事業年度内の開通予定路線として、京都市道高速道路２号線（京都市伏見区竹田向代町川町～同市同区向島大黒間）５．５ｋｍを予定している。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理費については、適正かつ効率的な維持管理や道路施設について中長期的に管理するために必要な修繕を実施するため、５４４億円の事業費を予定している。

なお、他の高速道路株式会社の事業範囲における高速道路の新築・改築及び維持、修繕、災害復旧等の事業は、本事業年度において事業実施予定はない。

以上の内容をまとめると、高速道路事業に係る平成１９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の新設・改築	大阪府道高速大和川線など計５路線３０．７ｋｍの新設等	１，１５６
高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理	大阪府道高速大阪池田線など計１９路線２３９．３ｋｍの維持、修繕等	５４４
高速道路株式会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における新設、改築		—
高速道路株式会社法第５条第２項に規定された以外の高速道路における維持、修繕、災害復旧等		—
合計Ａ（高速道路事業）		１，７００

注）単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがある。

※なお、上記以外に道路資産賃借料１，４７１億円の支出が存在する。

※新設路線延長３０．７ｋｍ及び管理路線延長２３９．３ｋｍには、本事業年度の開通予定路線である京都市道高速道路２号線の５．５ｋｍを重複して計上している。

２．高速道路事業以外の事業に係る事業計画

平成１９事業年度における高速道路事業以外の関連事業については、休憩所、給油所等の建設・管理、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他の事業で構成される。

高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理については、高速道路の供用と共に既存サービスエリアの適正な管理を実施するために、事業費４億円を予定している。

国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等については、高速道路事業に関連する他の道路事業の委託事業を着実に実施するため２２億円の受託事業費を予定している。

なお、その他の事業については、駐車場事業、不動産の賃貸に関する事業及び土木工事に関するコンサルティング等を昨年度から継続して実施するために、９億円の事業費を予定している。

以上の内容をまとめると、高速道路事業以外の関連事業に係る平成１９事業年度の事業計画は下記のとおりである。

単位：億円

事業区分	事業の概要（実施の方法・事業量）	所要資金の額
高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	兵庫県道高速神戸西宮線京橋パーキングエリアなど１５箇所の管理	４
国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等(※１)	京都市道高速道路１、２号線のランプ新設事業に関する受託工事ほか	２２
高速道路株式会社法第５条第２項に規定された以外的高速道路の休憩所、給油所等の建設・管理	なし	—
その他の事業	駐車場業２２０箇所、不動産の賃貸業６箇所、土木工事に関するコンサルティング、広告業等	９
合計Ｂ (高速道路事業以外)		３５

合計（Ａ＋Ｂ）（全事業）	１，７３５
--------------	-------

注）単位未満四捨五入のため、合計とは端数において合致しないものがある。

※１ この中には、高速道路株式会社法第５条第５項に基づいて、国、地方公共団体、地方道路公社以外の事業者の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等の所要資金を含む。

■資金計画書

平成19事業年度の資金計画書は下記の通りである。

(単位:億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
収入の部			
(営業的収入)			
高速道路事業営業収入	1,908	1,908	—
関連事業営業収入	35	—	35
SA・PA事業収入	1	—	1
その他の事業収入	12	—	12
受託業務収入	22	—	22
営業外収入	—	—	—
(借入金等)			
社債・借入金	1,329	1,329	(1,181)
政府保証債	127	127	(127)
政府からの無利子借入金	—	—	—
機構からの無利子借入金	219	219	(219)
財投機関債	100	100	(100)
民間借入金	883	883	(735)
前期繰越金	312	307	(224)
合計	3,584	3,544	(1,405)
支出の部			
(営業的支出)			
高速道路管理費	377	377	—
道路維持費	140	140	—
道路業務管理費	145	145	—
その他の道路管理費	93	93	—
道路資産賃借料	1,471	1,471	—
関連事業営業費	28	—	28
SA・PA事業管理費	2	—	2
その他の事業管理費	4	—	4
受託事業営業費	22	—	22
(資本的支出)			
高速道路新設・改築費	1,156	1,156	(1,135)
新設・改築費	1,070	1,070	(1,054)
一般管理費	53	53	(48)
支払利息等	32	32	(32)
高速道路修繕費	167	167	(46)
修繕費	158	158	(40)
一般管理費	8	8	(7)
支払利息等	0	0	(0)
関連事業建設費	7	—	7
SA・PA事業建設費	2	—	2
その他の事業建設費	5	—	5
社債等償還金	13	13	—
次期繰越金	366	361	(224)
合計	3,584	3,544	(1,405)

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 高速道路事業欄の()書きは、機構へ承継する道路資産の形成に係る資金計画であり、平成18年度未執行分(見込)を加味したものである。

※ 前期繰越金には前年度の「道路資産賃借料」の未払金123億円の一部を、次期繰入金には当年度の「道路資産賃借料」の未払金123億円の一部を含む。

■収支予算書

平成19事業年度の収支予算書は下記のとおりである。

(単位:億円)

科目	金額		
	合計	高速道路事業	高速道路事業以外
I. 高速道路事業営業損益			
1. 営業収益	2,170	2,170	—
(1) 料金収入	1,885	1,885	—
(2) その他収入	286	286	—
・道路資産完成高	286	286	—
2. 営業費用	2,164	2,164	—
(1) 道路資産賃借料	1,400	1,400	—
(2) 道路資産完成原価	286	286	—
(3) 管理費用	411	411	—
・維持修繕費	133	133	—
・管理業務費	138	138	—
・一般管理費	79	79	—
・租税公課	2	2	—
・減価償却費	58	58	—
(4) 引当金等	67	67	—
高速道路事業営業利益	7	7	—
II. 関連事業営業損益			
1. 営業収益	30	—	30
(1) SA・PA事業収入	1	—	1
(2) その他の事業収入	8	—	8
(3) 受託事業収入	21	—	21
2. 営業費用	29	—	29
(1) SA・PA事業費	3	—	3
(2) その他の事業費	5	—	5
(3) 受託事業費	21	—	21
関連事業営業利益	2	—	2
全事業営業利益	8	7	2
III. 営業外収益	—	—	—
IV. 営業外費用	7	7	0
経常利益	2	—	2
V. 特別利益	1	—	1
VI. 特別損失	—	—	—
税引前当期純利益	2	—	2
法人税、住民税及び事業税	1	—	1
法人税等調整額	—	—	—
当期純利益	1	—	1

※ 端数処理の関係により合計が一致しない場合がある。

※ 本様式は、高速道路等事業会計規則第6条の別表第二第2号様式に示される損益計算書と異なる。
また、同規則第6条の別表第一に示される勘定科目の項目区分とも一致していない。